

大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針の新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針</p> <p style="text-align: right;">平成23年12月27日 策定 平成24年 6月18日 改定</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 基本的事項 (略)</p> <p>3 処理の対象とする災害廃棄物 (略)</p> <p>4 災害廃棄物の処理における放射性物質に係る事項 (略)</p> <p>5 災害廃棄物の処理の流れの概要 (略)</p> <p>6 災害廃棄物の処理工程 (略)</p> <p>3) 選別・中間処理について (1) 選別・仕分け処理について ア 受け入れた災害廃棄物は、コンテナからの荷降ろし作業や災害廃棄物の選別・破砕施設による処理が全て建屋内で行うことができる広さを有する施設で行うこととする。<u>ただし、被災地において十分に選別・破砕された状態の災害廃棄物を受け入れる場合は、府域における選別・破砕処理を省略することができる。</u> (略)</p> <p>4) 埋立処分について (略)</p> <p>(2) 水面における埋立処分 <u>(2) - 1 大阪市北港処分地(夢洲1区)における埋立処分</u> ア 埋立処分にあたっては、次のとおり行うこととする。 <u>(ア) 焼却灰等は陸域化部に埋立処分することとし、埋立場所が特定できるように措置する。</u> <u>(イ) 埋め立てる焼却灰等と水がなるべく接触しないように場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない。</u> <u>(ウ) 埋め立てる焼却灰等が、将来、沈下により保有水と接触しないよう、あらかじめ土壌層を敷設する。</u> <u>(エ) 焼却灰等の最下部にゼオライト層(20cm程度)を敷設した上で埋め立てる。</u> <u>(オ) 飛散、流出防止のため即日、土又は遮水シートで覆う。</u></p>	<p style="text-align: center;">大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針</p> <p style="text-align: right;">平成23年12月27日 策定</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 基本的事項 (略)</p> <p>3 処理の対象とする災害廃棄物 (略)</p> <p>4 災害廃棄物の処理における放射性物質に係る事項 (略)</p> <p>5 災害廃棄物の処理の流れの概要 (略)</p> <p>6 災害廃棄物の処理工程 (略)</p> <p>3) 選別・中間処理について (1) 選別・仕分け処理について ア 受け入れた災害廃棄物は、コンテナからの荷降ろし作業や災害廃棄物の選別・破砕施設による処理が全て建屋内で行うことができる広さを有する施設で行うこととする。 (略)</p> <p>4) 埋立処分について (略)</p> <p>(2) 水面における埋立処分 <u>放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰等の埋立処分については、平成23年8月29日付け環境省通知「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」により、焼却灰等と水がなるべく接触しないような対策の考慮や、土壌の層の上に焼却灰を埋め立てるなど、より安定した状態で埋立処分を行うよう示されているが、水面における埋立処分の取扱いについては、具体的な見解は示されていない。</u> <u>今後、国から処理基準について見解が示された段階で、専門家の意見を聞き、処理方法について取りまとめることとする。</u></p>

イ 排水中のダイオキシン類・重金属類等を測定し、廃棄物処理法の排水基準を遵守することとする。測定は、廃棄物処理法に定める頻度・方法により実施することとする。

ウ 排水処理施設に入る前の原水の放射性物質濃度は、3ヶ月間の平均濃度について、次の式により算定した値が1を超えないようにすることとする。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度(Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} \pm \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \quad \begin{array}{l} \text{Bq : ベクレル} \\ \text{L : リットル} \end{array}$$

エ 処分地の敷地境界、埋立区画及び埋立作業場所で空間線量率を測定する。放流水、排水処理施設に入る前の原水及び排水処理施設からの排水汚泥について、放射性物質濃度を測定する。測定対象等詳細については、図6及び表5のとおりとする。

測定の結果、処分地の敷地境界、埋立区画及び埋立作業場所の空間線量率が異常に高くなった場合並びに放流水、排水処理施設に入る前の原水、排水汚泥の放射性物質濃度が次の（ア）又は（イ）に該当した場合は、処理を中断し、埋立物、処分地の詳細調査を行う。埋立ての目安値を超過した埋立物、排水汚泥があった場合は、作業者が放射線による影響を受けないように措置をとった上で、処理方法について検討する。

（ア） 放流水及び排水処理施設に入る前の原水の放射性物質濃度について、（2）－1 ウの式により算定した値が1を超過した場合

（イ） 排水汚泥の放射性物質濃度が埋立ての目安値を超過した場合

（2）－2 大阪市北港処分地（夢洲1区）以外での埋立処分

当該処分場における安全性の個別評価結果が国から示された段階で、専門家の意見を聞き、処理方法について取りまとめることとする。

（3）陸上部における埋立処分

ア 埋立処分にあたっては、次のとおり行うこととする。

（ア） 焼却灰等の埋立場所が特定できるように措置する。

（イ） 埋め立てる焼却灰等と水がなるべく接触しないように場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない。

（ウ） 土壌の層の上に焼却灰等を埋め立てる。

（エ） 飛散、流出防止のため即日、土又は遮水シートで覆う。

（略）

7 適正処理の管理

（略）

8 情報の公開

（略）

（3）陸上部における埋立処分

ア 埋立処分にあたっては、次のとおり行うこととする。

（ア） 焼却灰等の埋立場所が特定できるように措置する。

（イ） 埋め立てる焼却灰等と水がなるべく接触しないように場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない。

（ウ） 土壌の層の上に焼却灰等を埋め立てる。

（エ） 飛散、流出防止のため即日覆土を施す。

（略）

7 適正処理の管理

（略）

8 情報の公開

（略）